

## 仕様書

堺市産業振興センターにおいて、主に来館者等が利用する飲料自動販売機（以下「自動販売機」といいます。）を設置し、来館者等のサービス向上を目的とする。

### 1 施設名及び設置場所

(1) 施設名

堺市産業振興センター（堺市北区長曾根町 183-5）

(2) 設置場所及び設置台数

1階 レストラン横（屋外） 2台

2階 小ホール前（屋内） 1台

### 2 自動販売機の仕様

(1) 外形寸法（設置可能寸法。転倒防止板を除く。）

幅 1.20m以内、奥行 0.80m以内とすること。

1階 レストラン横については高さ 1.80m以内とすること。

(2) 種類

設置する自動販売機は、紙カップ式以外の方法で販売できるものとする。

(3) 取扱商品

紙カップ式飲料以外に限る。但し、アルコール類は禁止する。

(4) 販売価格

メーカー希望小売価格（定価）を超えない額とする。なお、物価の変動、消費税率の変動により商品の販売価格の変更を希望する場合は、事前に当センターと協議すること。

(5) 構造、機能

ア 災害時に自動販売機内の商品を無料で提供できる災害対応型及び災害対応型に準じた（例：ライフライン復旧後に自動販売機内の商品を無償で提供）自動販売機を設置すること。

イ 環境に配慮した自動販売機を設置すること。

ウ 照明の消灯等節電対策が可能な省エネ対応の自動販売機を設置すること。

エ ユニバーサルデザイン（高齢者、車いす使用者、子どもなど誰にでも使用できるデザイン）型の自動販売機の設置に努めること。

### 3 自動販売機の設置条件

(1) 管理運営

ア 自動販売機の設置は、地震等により転倒しないように安全に据え付けること。なお、

転倒防止板については、施設管理者と協議のうえ、その効果が発揮できる最小限の大きさのものとする。

- イ 自動販売機の照明の消灯等節電を行い、省エネに努めること。
- ウ 商品の賞味期限切れがないように注意するとともに、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- エ 商品の搬入・空容器の搬出については、利用者に配慮して行うこと。
- オ 自動販売機1台に1個以上の割合で回収ボックスを設置し、設置業者の責任において適切に回収・リサイクルすること。
- カ 自動販売機、回収ボックス、自動販売機周辺は、清潔に保つこと。
- キ 自動販売機の故障、つり銭不足などの苦情については、設置業者の責任において迅速に対応すること。また、自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼付すること。

## (2) 事前協議

提出書類の内容（自動販売機の外形寸法又は種類、取扱商品、空き缶等のリサイクル方法等）を変更する場合は、事前に当センターと協議すること。

## 4 必要経費等

- (1) 自動販売機の設置、撤去及び移転に要する工事費、光熱水費、電気子メーターの設置費用等の一切の費用は設置業者の負担とする。  
ただし、レストラン横の自動販売機（2台分）については、レストランに設置の子メーターを使用するものとする。
- (2) 電気料金は、子メーターにて計測した使用量により計算した額（6か月）を期限までに全額納入すること。なお、各メーターの有効期間の期限切れ等に注意すること。
- (3) その他の経費については、当センターの指示に従うこと。